

第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の策定について

1 要 旨

第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画は、障害者・障害児の地域生活に必要なサービス量の見込み（数値目標）及びその確保策を定める3年間の計画であり、その計画期間も令和5年度までとなっている。

この度、計画期間が終了することに伴い、第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の策定を行う。



2 計画の策定体制

計画の名称	第7期北区障害福祉計画・ 第3期北区障害児福祉計画
計画期間	令和6年度～令和8年度
検討組織	①北区自立支援協議会及び各専門部会 (全体会3回、専門部会適宜開催)
	②北区障害者計画等検討委員会(庁内組織) (2～3回程度開催)

3 経過と今後の予定

- 令和5年 7月 各検討組織において、計画案の検討開始
- 1 1月 健康福祉委員会で報告
- 1 2月 計画「中間のまとめ」パブリックコメントの実施
(12月1日～令和6年1月5日)
- 令和6年 3月 健康福祉委員会で報告、意見聴取
第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の策定